

令和 6 年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る認定申請内容の修正等について

令和 5 年度第 1 回山形県地域公共交通活性化協議会での協議を経て認定申請を行っている令和 6 年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、庄内交通(株)及び(株)新庄輸送サービスが運行する路線において申請内容に修正が生じたため、修正後の内容について協議するものです。

■協議内容

1. 認定申請書類（表 1 及び表 2）の修正について 資料 1 - 2

（第 1 回協議会における資料 6 - 6 のうち一部の修正）

①庄内交通(株)に係る修正内容（資料内黄色部分）

- ・ 補助対象期間内の計画運行回数の修正及びそれに伴う計画実車走行キロ、補助対象経費及び国庫補助計画額等の変更

⇒国庫補助計画額は、30千円増加（旧：58,680千円、新：58,710千円）

②(株)新庄輸送サービスに係る修正内容（資料内黄色部分）

- ・ 県立新庄病院の移転に伴う系統キロ程の修正及びそれに伴う計画実車走行キロ、補助対象経費及び国庫補助計画額等の変更

⇒国庫補助計画額は、151千円増加（旧：3,225千円、新：3,376千円）

2. 計画輸送量 1 日15人未満の系統について 資料 1 - 3

（第 1 回協議会における資料 6 - 7 の修正）

- 上記協議内容 1 ①の修正を踏まえ、庄内交通(株)が運行する路線 申請番号第21号「三川酒田」について、計画輸送量が15人/日を下回る見込みとなり、国庫補助要件の緩和*を適用させるため、協議会として維持すべき路線として協議するもの
- なお、資料内に記載の 4 系統については、協議済み

※国庫補助要件の緩和について

国庫補助対象要件の 1 つに「補助対象期間の 1 日あたりの輸送量が15人～150人と見込まれ」ることとする基準が設けられているが、新型コロナウイルスの影響により利用者が減少し、計画輸送量が15人を下回る場合であっても、令和 2 年度から国庫補助を受けている系統にあつては、協議会での協議により、輸送量に係る補助対象要件は適用しないとするもの。

（申請路線「三川酒田」は、輸送量以外の要件を満たしている）